


## 大仙市テナント事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上の減少に直面している事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている家賃の負担を軽減することを目的に給付金を支給します。

支給額 (上限額)	1事業所あたり上限 <b>20万円</b> ただし、事業所を2以上有する場合は上限 <b>40万円</b>
支給額の 計算方法	<b>直近の家賃支払額</b> ※建物のみ対象 $\times 1/2 \times 3$ カ月分 = <b>給付額</b> ※千円未満切捨て
要件	以下の要件を全て満たす必要があります。 ✓ 市内においてテナントを借りて家賃を支払い事業を営んでいる中小企業または個人事業主。 ✓ 令和2年12月までに創業している市内において事業を営む中小企業または個人事業主。 ✓ 令和元年の年間売上額が120万円以上であり、令和元年と令和3年の年間売上額を比較して20%以上減少していること。法人にあっては、直近決算期の年間売上額と前々年度の年間売上額を比較して20%以上減少していること。 ※令和3年（法人の場合は直近決算期）の年間売上額には、一時支援金などの各種補助金を含みます。
申請期間	<b>令和4年7月1日（金）～29日（金）</b>
申請書類	裏面をご確認ください。
申請方法	大仙市HP内のリンクより電子申請 または、紙申請 大仙市HP ( <a href="https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2022052500039/">https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2022052500039/</a> ) 

## 問合せ先

大仙市経済産業部商工業振興課  
〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号  
☎0187-63-1111（代表）

# 申請書類

No	申請に必要な書類	チェック
1	<b>令和元年（法人は前々年度）の収入が分かる書類</b> 【個人の場合】所得税確定申告書第一表または市県民税申告書の控え 【法人の場合】 ● 直近決算期からみて前々年度の確定申告書別表一の控え（1枚）および法人事業概況説明書の控え（2枚）	<input type="checkbox"/>
2	<b>令和3年（法人は直近決算期）の収入が分かる書類</b> 【個人の場合】所得税確定申告書第一表または市県民税申告書の控え 【法人の場合】 ● 直近決算期の確定申告書別表一の控え（1枚）および法人事業概況説明書の控え（2枚） ● <b>直近決算期に受給した給付金・支援金・助成金等の内訳がわかる書類（損益計算書等）</b>	<input type="checkbox"/>
3	<b>申請時の直近の支払家賃（月額）の領収書</b> ● 入出金明細書、支払いが分かる通帳等 ● 賃料等支払実績証明書（様式第2号）でも代用可	<input type="checkbox"/>
4	<b>賃貸借契約の存在を証明する書類の写し</b> ● 賃貸借契約書等 ● 賃貸借契約証明書（様式第3号）でも代用可	<input type="checkbox"/>
5	<b>振込口座のわかる通帳（通帳表紙の裏面）</b>	<input type="checkbox"/>
6	<b>本人確認書類（個人事業主の方のみ）</b> ● 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のいずれか一つのコピー	<input type="checkbox"/>
7	<b>支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書(様式第1号)(紙申請のみ)</b>	<input type="checkbox"/>
8	<b>開業届書または法人設立届出書（令和2年中に創業した方のみ）</b>	<input type="checkbox"/>

## 電子申請サポート会場

期間(9時～17時)※土日除く	会場	事前電話予約
7月1日(金)～8日(金) ※11日以降は商工業振興課	はなび・アム 2階 (大崎市大曲大町7-19)	不要
7月1日(金)～29日(金)	大曲商工会議所	<b>必要</b> (0187)62-1262
7月1日(金)～29日(金)	大崎市商工会	<b>必要</b> 神岡支所 (0187)72-4028 西仙北支所 (0187)75-1021 中仙支所 (0187)56-2021 協和支所 (018)892-3333 南外支所 (0187)74-2615 仙北支所 (0187)63-4172 太田支所 (0187)88-1633

## 電子申請が困難な方は紙での申請を受け付けます

申請書は、商工業振興課、各支所市民サービス課、大曲商工会議所、大崎市商工会に用意しています。窓口では添付書類の確認のみとなります。後ほど審査し、不備があった場合は、改めて申請書に記載された問合せ先にご連絡いたします。

受付期間（9時～17時）※土日を除く	窓口
7月1日(金)～29日(金)	商工業振興課、各支所市民サービス課